

資料2-6

合板の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○合板の日本農林規格（平成 15 年 2 月 27 日農林水産省告示第 223 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">日本農林規格 JAS 0233-1 : <u>20xx</u></p> <p style="text-align: center;">合板－第 1 部：一般要求事項 Plywood － Part 1 : General requirements</p> <p>1～5（略） 6 表示 6.1 普通合板の表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5)（略） 6) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称</u> b)～d)（略） 6.2 普通合板の表示の方法 次による。 a) <u>6.1 a)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～5)（略） 6) <u>製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。</u> b)～d)（略） e) 6.1 の表示は、A.1.1 によって、各個又は各こりの格付の表示の同一面かつ近接した見やすい箇所に明瞭にしなければならない。ただし、台板用のもので各個の表示が困難なものにあつては、各こりの格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。<u>なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。</u> 6.3 コンクリート型枠用合板の表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～3)（略） 4) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者（以下、製造業者等という。）の氏名又は名称</u> b)～f)（略） 6.4 コンクリート型枠用合板の表示の方法 次による。 a) <u>6.3 a)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～3)（略）</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格 JAS 0233-1 : <u>2024</u></p> <p style="text-align: center;">合板－第 1 部：一般要求事項 Plywood － Part 1 : General requirements</p> <p>1～5（略） 6 表示 6.1 普通合板の表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～5)（略） 6) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称</u> b)～d)（略） 6.2 普通合板の表示の方法 次による。 a) <u>6.1 a) 1)～5)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～5)（略） (新設) b)～d)（略） e) 6.1 の表示は、A.1.1 によって、各個又は各こりごとに見やすい箇所にしなければならない。ただし、台板用のもので各個<u>ごと</u>の表示が困難なものにあつては、各こり<u>ごと</u>に見やすい箇所に明瞭にしなければならない。 6.3 コンクリート型枠用合板の表示事項 次による。 a) 次の事項を一括して表示しなければならない。 1)～3)（略） 4) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称</u> b)～f)（略） 6.4 コンクリート型枠用合板の表示の方法 次による。 a) <u>6.3 a) 1)～3)及び b)～f)</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。 1)～3)（略）</p>

4) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b)～f) (略)

g) 6.3の表示は、A.1.2によって、各個の格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。

6.5 構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者、販売業者又は輸入業者（以下、製造業者等という。）の氏名又は名称

b)～h) (略)

6.6 構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.5 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b)～h) (略)

i) 6.5の表示は、A.1.3によって、各個の格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。

6.7 化粧ばり構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者、販売業者又は輸入業者（以下、製造業者等という。）の氏名又は名称

b)～d) (略)

6.8 化粧ばり構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.7 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b) 6.7 b)によって、防虫剤の種類を表示する場合には、6.2 b)と同じ。

c) 6.7 c)によって、単板の樹種名を表示する場合には、次による。

1)・2) (略)

d) (略)

e) 6.7の表示は、A.1.4によって、各個の格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。

(新設)

b)～f) (略)

g) 6.3の表示は、A.1.2によって、各個ごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.5 構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称

b)～h) (略)

6.6 構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.5 a) 1)～5)及び6.5 b)～h)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

(新設)

b)～h) (略)

i) 6.5の表示は、A.1.3によって、各個ごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.7 化粧ばり構造用合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称

b)～d) (略)

6.8 化粧ばり構造用合板の表示の方法

次による。

a) 6.7 a) 1)～4)及び6.7 b)～d)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

(新設)

5) 防虫剤 6.2 b)と同じ。

6) 単板の樹種名

6.1)・6.2) (略)

b) (略)

c) 6.7の表示は、A.1.4によって、各個ごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.9 天然木化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者、販売業者又は輸入業者（以下、製造業者等という。）の氏名又は名称

b)～g) (略)

6.10 天然木化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.9 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b)～f) (略)

g) 6.9 の表示は、A.1.5 によって、各個又は各こりの格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。

6.11 特殊加工化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者、販売業者又は輸入業者（以下、製造業者等という。）の氏名又は名称

b)～f) (略)

6.12 特殊加工化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.11 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者等の氏名又は名称 製造業者又は販売業者の氏名又は名称を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称を記載しなければならない。

b)～e) (略)

f) 6.11 の表示は、A.1.6 によって、各個又は各こりの格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。なお、格付の表示内に記載されている事項については、省略してよい。

6.13 (略)

附属書 A (規定) 合板の表示様式

A.1 表示様式

箇条 6 に規定する事項の表示様式を次に示す。なお、この様式は、縦書きとしてもよい。

A.1.1 普通合板の表示様式

6.9 天然木化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～4) (略)

5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称

b)～g) (略)

6.10 天然木化粧合板の表示の方法

次による。

a) 6.9 a) 1)～4)及び6.9 b)～f)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～4) (略)

(新設)

b)～f) (略)

g) 6.9 の表示は、A.1.5 によって、各個又は各こりごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.11 特殊加工化粧合板の表示事項

次による。

a) 次の事項を一括して表示しなければならない。

1)～5) (略)

6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称

b)～f) (略)

6.12 特殊加工化粧合板の表示の方法

次による。

g) 6.11 a) 1)～5)及び6.11 b)～e)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

1)～5) (略)

(新設)

b)～e) (略)

f) 6.11 の表示は、A.1.6 によって、各個又は各こりごとに見やすい箇所にしなければならない。

6.13 (略)

附属書 A (規定) 合板の表示様式

A.1 表示様式

箇条 6 に規定する事項の表示様式を次に示す。なお、この様式は、縦書きとしてもよい。

A.1.1 普通合板の表示様式

品名
寸法
接着の程度
板面の品質
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
樹種名 ^{c)}
使用接着剤の種類 ^{d)}
製造業者等 ^{e)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.1－普通合板の表示の様式

A.1.2 コンクリート型枠用合板の表示の様式

品名
寸法
板面の品質
使用方向
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
樹種名 ^{b)}
使用接着剤等の種類 ^{c)}
製造業者等 ^{d)}

注^{a)}・注^{b)} (略)

注^{c)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注^{d)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.2－コンクリート型枠用合板の表示の様式

A.1.3 構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
等級
板面の品質
曲げ性能 ^{a)}
有効断面係数比 ^{b)}
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}

品名
寸法
接着の程度
板面の品質
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
樹種名 ^{c)}
使用接着剤の種類 ^{d)}
製造業者 ^{e)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.1－普通合板の表示の様式

A.1.2 コンクリート型枠用合板の表示の様式

品名
寸法
板面の品質
使用方向
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
樹種名 ^{b)}
使用接着剤等の種類 ^{c)}
製造業者 ^{d)}

注^{a)}・注^{b)} (略)

注^{c)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。

注^{d)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.2－コンクリート型枠用合板の表示の様式

A.1.3 構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
等級
板面の品質
曲げ性能 ^{a)}
有効断面係数比 ^{b)}
ホルムアルデヒド放散量 ^{c)}

防 虫 剤^{d)}
性能区分及び処理方法^{e)}
木 材 保 存 剤^{e)}
樹 種 名^{f)}
使用接着剤の種類^{g)}
製 造 業 者 等^{h)}

注^{a)}～注^{g)} (略)

注^{b)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.3—構造用合板の表示の様式

A.1.4 化粧ばり構造用合板の表示の様式

品 名
寸 法
接 着 の 程 度
ホルムアルデヒド放散量^{a)}
防 虫 剤^{b)}
樹 種 名^{c)}
使用接着剤の種類^{d)}
製 造 業 者 等^{e)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.4—化粧ばり構造用合板の表示の様式

A.1.5 天然木化粧合板の表示の様式

品 名
寸 法
接 着 の 程 度
ホルムアルデヒド放散量^{a)}
防 虫 剤^{b)}
側 面 加 工^{c)}
樹 種 名^{d)}
使用接着剤等の種類^{e)}
製 造 業 者 等^{f)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注^{f)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

防虫剤^{d)}
性能区分及び処理方法^{e)}
木材保存剤^{e)}
樹種名^{f)}
使用接着剤の種類^{g)}
製造業者^{h)}

注^{a)}～注^{g)} (略)

注^{b)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.3—構造用合板の表示の様式

A.1.4 化粧ばり構造用合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
ホルムアルデヒド放散量^{a)}
防虫剤^{b)}
樹種名^{c)}
使用接着剤の種類^{d)}
製造業者^{e)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.4—化粧ばり構造用合板の表示の様式

A.1.5 天然木化粧合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
ホルムアルデヒド放散量^{a)}
防虫剤^{b)}
側面加工^{c)}
樹種名^{d)}
使用接着剤等の種類^{e)}
製造業者^{f)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。

注^{f)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.5－天然木化粧合板の表示の様式

A.1.6 特殊加工化粧合板の表示の様式

品	名
寸	法
接	着の程度
表	面性能
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}	
防	虫剤 ^{b)}
側	面加工 ^{c)}
樹	種名 ^{d)}
使用接着剤等の種類 ^{e)}	
製造業者等 ^{f)}	

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤等の種類”を省略する。

注^{f)} 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 A.6－特殊加工化粧合板の表示の様式

附属書 B・C (略)

日本農林規格

合板－第 2 部：試験方法 (略)

JAS

0233-2 : 20xx

図 A.5－天然木化粧合板の表示の様式

A.1.6 特殊加工化粧合板の表示の様式

品名
寸法
接着の程度
表面性能
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}
防虫剤 ^{b)}
側面加工 ^{c)}
樹種名 ^{d)}
使用接着剤等の種類 ^{e)}
製造業者 ^{f)}

注^{a)}～注^{d)} (略)

注^{e)} ホルムアルデヒド放散量を表示するものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。

注^{f)} 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”と、輸入品にあつては、“輸入業者”とする。

図 A.6－特殊加工化粧合板の表示の様式

附属書 B・C (略)

日本農林規格

合板－第 2 部：試験方法 (略)

JAS

0233-2 : 2024